

税務講座 (45)

集落営農の法人化 (4)

森税務会計事務所所長
全国農業経営コンサルタント協議会専務理事・事務局長
税理士 行政書士
森 剛一

特定農作業受託を中心とした広域の農事組合法人の設立

これまで、カントリーエレベータを核とした収穫・乾燥調製の受託組織を中心に、地域営農を組織化してきた地域があります。こうした地域では、広域の営農組織による取組みがあるのに、品目横断的経営安定対策の導入をきっかけに、既存の広域組織を解体して集落ごとの集落営農に再編するのは、農業構造の改革にむしろ逆行するのは、という意見もあります。しかしながら、こうした広域の組織が、任意組織のまま品目横断的経営安定対策に対応した場合、構成員の数が多いため、任意組合（民法上の組合）とは認められず、人格のない社団と認定されるおそれが強くなります。人格のない社団と認定された場合、特定収入への課税の特例により、農業法人や個人農業者に比べて、重い消費税の負担を強いられ、品目横断的経営安定対策による交付金の効果が減殺されてしまいます。

こうした場合など広域の営農組織を設立する必要がある場合に考えられる対応策は、任意組織でなく農事組合法人を設立し、構成員から農作業受託によって農作業の集積を行なう方法です。農業法人が品目横断的経営安定対策の対象者になるには、農地を使用収益する権原を有する農業生産法人であることが、一般には必要であると考えられてきました。しかし、農業法人が認定農業者になることができれば、必ずしも農業生産法人でなくても、特定農作業受託により、いわゆる基幹3作業と農産物の販売を併せて受託した農地について、品目横断的経営安定対策に加入できます。

農作業受託専門の法人も認定農業者になれる

また、これまで認定農業者制度において、専ら農作業の受託を行なう者の取り扱いが明確ではありませんでしたが、専ら農作業の受託を行なう者についても認定農業者になることができます。品目横断的経営安定対策の発足を受けて、本年、農林水産省の経営局長通達により、専ら農作業の受託を行なう者も効率的かつ安定的な農業経営の一形態として位置付け、認定農業者制度の積極的な活

用を推進することが適当である」とされました。

農業経営改善計画の認定に当たっての作業受託の取扱いについて（平成18年4月3日付け経営局長通達、1経営第7186号）

認定農業者制度では、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という）で示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき農業経営の改善を計画的に進めようとする者を市町村が地域における農業経営の担い手として認定し、これらの者に対して支援措置を重点的に講じていくものであり、これまでも、農地の権原を有している者のみならず、施設園芸や畜産など、農地の権原を有していない経営であっても、複合化や集約化等によって経営改善を図ろうとする者について、認定が行なわれているところである。

一方、近年、担い手の減少や耕作放棄地の拡大が進展する中で、専ら農作業の受託を行なう者が、地域における土地利用型農業の実質的な担い手として機能している事例も多くなっているが、これまでは、認定農業者制度において、これらの者の取扱いが明確でなかったところである。

このような専ら農作業を行なう者については、今後、地域における農業生産の担い手として一層重要な役割を担うことが見込まれる場合もあることから、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針や基本構想において、効率的かつ安定的な農業経営の一形態として位置付け、認定農業者制度の積極的な活用を推進することが適当である。

（以下略）

農事組合法人内部の作業班による農作業の実施

特定農作業受託により、農事組合法人で受託した農作業は、法人内の組織である作業班で実施します。この際、作業班のオペレータに対しては、作業実施面積に応じて一定額の従事分量配当を行なうこととし、作業実施時に仮払いを行ないます。また、作業に必要な農業機械は、当面、作業班の前身となる任意組織やオペレータ個人から一定額で借り上げます。

この場合、農事組合法人が作業班に作業を「委託」することはできません。品目横断的経営安定対策実施要領において、「特定農作業受託」に係る面積を経営面積に算入するにあたっては、原則、基幹的作業の「すべてを受託し、自ら作業を行なう面積」とされているからです。このため、作業委託でなく法人の事業に従事する形で農作業を行なう必要があります。

委託者へのプレミアム配分

一方、委託者には、農産物の販売収入から農作業受託料などの諸経費を控除した残額について、精算金として「一定額」を支払うことになります。この一定額については、委託者個人に直接、支払っても良いのですが、作業班と同じ地区を単位として委託者が組織する地区営農組合に一括して支払う方法もあります。委託者に肥培管理へのインセンティブを持ってもらうためには、収入差プレミアム方式による傾斜配分が望ましいでしょう。収入差プレミアム方式による場合、受託者である農事組合法人は、一定額の精算金を一括して地区営農組合に支払ったうえで、地区営農組合は、この精算金を原資として、地区営農組合の内部の利益分配として、収入差プレミアム方式によるボーナス払いを委託者に行ないます。農事組合法人から地区営農組合に支払う精算金は、地区ごとの単収の差を考慮して、地区ごとに異なる「一定額」を設定しておくことも可能です。

特定農作業受託から利用権設定への移行

農作業受託専門の農事組合法人を設立する場合であっても、将来、利用権の設定も受けられるよう農業生産法人の要件を満たしておくようにします。特定農作業委託の場合、委託者へ支払う精算金を一定額にするよう農水省が指導しています。このため、特定農作業受託において、プレミアム方式によるボーナス払いをする場合には、地区営農組合を介して委託者に支払う必要がありますが、仕組みが少々面倒です。一方、特定農作業受託から利用権設定に移行した場合、定額の小作料とは別に、農事組合法人が収入差プレミアムを、圃場管理を担当する地権者等に直接、支払うことができ、仕組みが簡潔になります。法人化を躊躇する理由の一つに利用権設定への抵抗感がありますが、まず、農作業受託専門の農事組合法人を立ち上げ、徐々に利用権設定に移行していくという手法が考えられます。

なお、次回からは、会社法の制定、品目横断的経営安定対策の発足を踏まえた、「農業法人標準勘定科目」の改訂予定事項、農業法人の会計に関する指針について、解説していきます。

第5回ビジョンプロジェクトチーム会合が開催されました

協会の目指す方向性を策定すべく「ビジョンプロジェクト」が結成されて半年。皆様からのアンケート回答や様々な情報を基に、ビジョンを形作るための議論が進んでいます。去る10日、第5回となるプロジェクトチーム会合が開催され、構成員である三役および三委員会の正副委員長が「協会の基本理念」を中心に検討が加えられました。今回は従来のプロジェクトチームメンバーに加え、若手や見識ある会員さんからご意見やお手伝いを頂くための「ワーキングスタッフ」として、阿部雅良さん(宮城(有)ダイアファーム)、星野高章さん(群馬(有)農園星/環)、久川英昭さん(熊本(有)久川養鶏場)にご参加いただきました。

また、より多くの会員さんからご意見を頂戴したいと思います。しつこくお願いして恐縮なのですが、アンケートのご回答を是非お願い申し上げます。また、その他にもご意見がございましたら、事務局までお電話・メール・FAX・お手紙でも、どしどしお寄せ下さい。

法人協会メールアドレス「hojn@nca.or.jp」の停止について

すでに協会HP上でご案内しておりますが、協会お問い合わせ先メール「hojn@nca.or.jp」は、一日数千件に達する不要メールが届くようになり、残念ながら閉鎖させていただきましたこととなりました。今後はHP上の「問合せフォーム」をご利用頂くか、もしくは本塾のメール「juku@hojn.or.jp」をご利用下さいますようお願い申し上げます。ご迷惑をおかけいたしました申し訳ありません。

機械化フォーラム 06」が開催されます

～ 担い手を支援する機械化新技術 ～

国内の農業機械の生産・流通・利用などの関係者を一同に会し、機械化新技術の普及、ひいては担い手の規模拡大・生産コスト縮減に役立つフォーラムです。

ご参加ご希望の方は下記までご連絡下さい。

日時：12月6日(水) 10:30～16:30

場所：すみだリバーサイトホール(東京都墨田区)

問合せ先：社 日本農業機械化協会

TEL:03-3297-5640/E-mail:kaka@nit-hokio.or.jp

アグリビジネス経営塾 第317号

本紙に関するお問合せは下記までお願いします。
社団法人日本農業法人協会

(HP <http://www.hojn.or.jp/>)

TEL:03-5156-0365/FAX:03-5156-0366

MAIL:juku@hojn.or.jp

©(社)日本農業法人協会 2006

本紙掲載記事の無断転載を禁じます。